

適用額明細書の記載にご注意ください

法人が平成23年4月1日以後終了する事業年度において、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第3条）。

法人税関係特別措置の適用を受けるためには、誤りのない適用額明細書を提出する必要がありますが、これまで税務署に提出いただいた適用額明細書の中には、次のような誤りが多く見受けられます。

- ① 法人税申告書別表からの転記誤り
- ② 区分番号の記載誤り
- ③ 中小法人等の軽減税率の適用額の記載誤り
- ④ 所得が0又は欠損の法人による税額控除適用等の記載誤り

適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

① 法人税申告書別表一（一）等の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「所得金額又は欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。
※ 欠損金額は、金額に「△」又は「-」を付してください。

② 「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で区分番号が異なる場合がありますので、適用する対象事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照してください。
(参照先)「国税庁ホームページ」→「パンフレット・手引き」
→「法人税関係」→「適用額明細書の記載の手引」

③ 中小（連結）法人等の軽減税率は、年800万円が限度とされていますので、所得金額が800万円を超える事業年度であっても、適用額明細書の適用額の記載は年800万円までとなります。

④ 所得金額が0又は欠損の法人である場合、当期は「税額控除」や「中小（連結）法人等の軽減税率」の適用がありませんので、適用額明細書には、これらの措置についての記載は必要ありません。

租税特別措置法の条項	区分番号	金額
第42条の3の2第1号第1号	000380	18000000
第42条の4第1号第1号	000009	3056976
第42条の4第2号第1号	000111	763335
第42条の4第3号第1号	00029	294000
第42条の4第4号第1号	00069	168000
第42条の4第5号第1号	00359	55848960
第42条の4第6号第1号	00270	300000
第42条の4第7号第1号	00277	500000